

第 27 回 参 議 院 議 員 通 常 選 挙

確認団体の政談演説会のしおり

(選挙期日：7月20日想定)

神奈川県選挙管理委員会
県庁（045）210-3179（直通）

目 次

1	県選挙管理委員会において行う事務	1
2	事務を行う期間及び場所	1
3	政談演説会の開催届出にあたっての注意事項	1
4	政談演説会の開催届出の受理及び政談演説会告知用 立札・看板類表示板の交付	2
5	政談演説会開催にあたっての注意事項	2
	〈参考1〉 参議院議員通常選挙における確認団体の政治活動	4
	〈参考2〉 確認団体の行う各種届出等	6
	〈政談演説会開催届出書の記載例〉	6

1 県選挙管理委員会において行う事務

参議院議員通常選挙における確認団体の政治活動に係る各種の事務のうち県選挙管理委員会において行う事務は、政談演説会の開催届出の受理及び政談演説会告知用立札・看板類表示板の交付です。

なお、確認団体に係るその他の事務は、総務大臣（総務省選挙部）において行われますので、御注意ください。

2 事務を行う期間及び場所

上記1の事務を行う期間及び場所は、次のとおりです。

(1) 届出期間

7月3日(選挙期日の公示日)から7月19日(選挙期日の前日)まで

(2) 届出時間

午前8時30分から午後5時まで

(3) 届出場所

ア 7月3日(選挙期日の公示日)

神奈川県庁本庁舎3階 大会議場（横浜市中区日本大通1）

イ ア以外の日

神奈川県庁本庁舎4階 選挙管理委員会事務室（横浜市中区日本大通1）

3 政談演説会の開催届出にあたっての注意事項

(1) 政談演説会を開催することのできる回数は、衆議院（小選挙区選出）議員の1選挙区ごとに1回となります。

(2) 政談演説会を開催する場合には、あらかじめ県選挙管理委員会に届け出なければなりません。

(3) 政談演説会の開催届出は、総務大臣から交付された「政談演説会開催届出書」により行ってください。

ア 届出書に記載する政治団体名は、本部の名称でなければなりません。

イ 政治団体の事務所の所在地、代表者氏名は、当該政治団体の本部の事務所の所在地、代表者氏名に代えて、支部の事務所の所在地、代表者氏名でも差し支えありません（県連や県本部以外の支部も可）。

ウ 政談演説会の開催に公共施設を使用する場合は、「政談演説会開催届出書」に使用する施設の「施設使用許可(承諾)証明書」（県選挙管理委員会のホームページに掲載しますので、ダウンロードのうえ使用してください。）又は「施設使用許可(承諾)書（写）」を添付してください。

エ 届出を行うときは、「政談演説会開催届出書」に記載した代表者（以下、「届出名義人」といいます。）の本人確認書類を提示してください。届出名義人以外の者（以下、「代理人」といいます。）が届け出る場合には、代理人の本人確認書類の提示に加えて届出名義人との委任関係を証する書類（委任状）を提出してください。

なお、届出名義人の押印がある場合は、代理人が届け出る場合であっても委任状の提出は不要ですが、届出書を代理人の押印又は署名で訂正する場合は委任状の提出が必要です。

- (4) 政談演説会の開催届出を受理するには、総務省や開催地市町村選挙管理委員会との連絡等により時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

4 政談演説会の開催届出の受理及び政談演説会告知用立札・看板類表示板の交付

- (1) 開催届出を受理したときは、政談演説会告知用立札・看板類表示板を1回の政談演説会ごとに5枚ずつ交付します。
- (2) 開催届出が受理された後に政談演説会の演説会場若しくは開催期日を変更し、又は政談演説会を中止したときは、当該政談演説会告知用立札・看板類表示板を添えて「政談演説会変更(中止)届出書」(県選挙管理委員会のホームページに掲載しますので、ダウンロードのうえ使用してください。)により、その旨を届け出てください。

また、政談演説会の開催時間を変更したときも、当該表示板の添付は不要ですが、その旨を届け出てください。

5 政談演説会開催にあたっての注意事項

- (1) 政談演説会では、政策の普及宣伝のほか、所属候補者、名簿届出政党等及び名簿登載者の選挙運動のための演説をもちょうすることができますが、その内容は政策の普及宣伝のための演説が主であって、選挙運動のための演説は従として行われる程度でなければなりません。
- (2) 選挙運動期間中に他の選挙が執行される場合には、当該他の選挙投票日当日、投票所を閉じる時刻までの間は、投票所を設けた場所の入口から300メートル以内の区域においては、政談演説会を開催することができません。
- (3) 政談演説会の会場においては、政治活動のための連呼行為をすることができますが、選挙運動のための連呼行為をすることはできません。
- (4) 政談演説会告知用の立札・看板類は5枚まで掲示することができますが、次の点に注意してください。

ア 規格に制限はありません。

イ 表面に県選挙管理委員会から交付された表示板を貼付してください。

ウ 名簿届出政党等、名簿登載者及び所属候補者の選挙運動にわたる内容の記載や当該選挙区の特定の候補者(名簿登載者を含みます。)の氏名又は氏名類推事項を記載することはできません。

エ 表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

オ 国・地方公共団体が所有・管理するものや不在者投票記載場所(橋梁、電柱、公営住宅、政談演説会当日の会場及び会場前、公園、広場、緑地、道路を除きます。)には掲示できません。

カ 掲示する際には、掲示場所の居住者や管理者、又はその所有者の承諾を得て

ください。

キ 演説会終了後、直ちに撤去してください。

(5) 政談演説会の会場内に政治活動用の文書図画を掲示する際には、次の点に注意してください。

ア 政談演説会の会場内に掲示する場合でも、政治活動用ポスターには、総務大臣から交付されたポスター証紙が必要です。

また、公共施設を使用して政談演説会を行う場合には、会場内であっても政治活動用ポスターを掲示することはできません。

イ ポスターを除き、政談演説会の会場内に掲示する文書図画には規格や枚数の制限はありませんが、名簿届出政党等、名簿登載者及び所属候補者の選挙運動にわたる内容の記載や当該選挙区の特定の候補者（名簿登載者を含みます。）の氏名又は氏名類推事項を記載することはできません。

(6) 政談演説会の会場で文書図画を頒布する際には、次の点に注意してください。

ア 政治活動用ビラや機関紙誌の頒布については、それぞれの規制にしたがって行ってください。

イ 名簿届出政党等、名簿登載者及び所属候補者の選挙運動にわたる内容の記載はできません。また、新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き、当該選挙区の特定の候補者（名簿登載者を含みます。）の氏名又は氏名類推事項を記載することはできません。

〈参考 1〉

参議院議員通常選挙における確認団体の政治活動

- ・ 参議院議員通常選挙の期日の公示（7月3日）から選挙の期日（7月20日）までの間、政党その他の政治活動を行う団体は、次に掲げる政治活動について禁止されます。
- ・ ただし、確認団体（参議院名簿届出政党等又は当該選挙において全国を通じて10人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体で、総務大臣から確認書の交付を受けたもの）にあつては、確認書の交付を受けたときから選挙の期日の前日（7月19日）まで（機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載については選挙の期日まで）の間、一定の制限の範囲内において、これらの政治活動をすることができます。

（公職選挙法201の6、201の11、201の12、201の13、201の15）

政治活動の態様	制 限
1 政談演説会の開催	・ 衆議院(小選挙区選出)議員の1選挙区ごとに1回
2 街頭政談演説の開催	・ 「3」の政治活動用自動車で停止しているものの車上及びその周囲 ただし、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように、また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。 ・ 午後8時から翌日午前8時までの間は禁止
3 政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含みます。）及び演説の告知のための自動車の使用	・ 確認団体の本部及び支部を通じて6台以内、所属候補者（参議院名簿登載者を含みます。以下同じ。）の数が10人を超える場合には、その超える数が5人を増すごとに1台を6台に加えた台数以内
4 政策の普及宣伝（政党その他の政治団体の発行する新聞紙、雑誌、書籍及びパンフレットの普及宣伝を含みます。）及び演説の告知のための拡声機の使用	・ 政談演説会の会場、街頭政談演説（政談演説を含みます。）の場所及び「3」の政治活動用自動車の車上で使用するもの
5 ポスターの掲示	・ 全国を通じて70,000枚以内、所属候補者の数が10人を超える場合には、その超える数が5人を増すごとに5,000枚を70,000枚に加えた枚数以内 ・ 規格85cm×60cm以内

政治活動の態様	制 限
6 立札及び看板の類の掲示（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除きます。）	・ 政談演説会告知用のもの（一の政談演説会ごとに立札及び看板の類を通じて５以内）及びその会場内で使用するもの ・ 「３」の政治活動用自動車に取り付けて使用するもの
7 ビラ（ビラの類を含みます。）の頒布	・ 散布は禁止 ・ 総務大臣に届け出たもの３種類以内
8 連呼行為	・ 次の場合を除き禁止 ① 政談演説会の会場及び街頭政談演説の場所 ② 午前８時から午後８時までの間に「３」の政治活動用自動車の上においてする場合 ・ 学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静穏を保持するように努めなければならない。
9 掲示又は頒布する文書図画における特定の候補者又は名簿登載者の氏名又は氏名類推事項の記載	・ 新聞紙及び雑誌並びにインターネット等を利用する方法により頒布されるものを除き禁止
10 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物における文書図画の頒布	・ 次の場合を除き禁止 ① 政談演説会の会場における頒布 ② 国又は地方公共団体が所有し又は管理する建物のうち、職員住宅及び公営住宅における頒布 ③ 新聞紙及び雑誌の頒布 ④ 郵便等又は新聞折込みの方法による頒布
11 機関紙誌における選挙に関する報道評論の掲載	・ 総務大臣に届け出た機関新聞紙及び機関雑誌（号外、臨時号、増刊号その他の臨時に発行するものを除きます。）各一について掲載することができます。 ・ 通常の方法により頒布し、又は県選挙管理委員会の指定する場所に掲示することができますが、届出の際引き続き発行されている期間が６月以上のものと６月に満たないもの、それぞれにおいて頒布の方法に制約を受けます。

備考１ 上記制限のほか、政治活動の態様ごとに方法に関する制限があります。

２ 確認団体のシンボル・マークを表示したポスター、立札若しくは看板の類又はビラも、上記ポスター、立札若しくは看板の類又はビラに含まれます。

＜参考２＞ 確認団体の行う各種届出等

確認団体の確認申請・確認書の交付	総務大臣（総務省選挙部）
政談演説会の開催届出	県選挙管理委員会
自動車用表示板の交付	総務大臣（総務省選挙部）
ポスター証紙の交付	総務大臣（総務省選挙部）
政談演説会用立札・看板類表示板の交付	県選挙管理委員会
ビラの届出	総務大臣（総務省選挙部）
機関紙誌の届出	総務大臣（総務省選挙部）

＜政談演説会開催届出書の記載例＞

令和七年七月二十日執行の参议院議員通常選挙の政談演説会を次のとおり開催いたしたいから届け出ます。

令和七年〇月〇日

政治団体名
（本部の名称）
神奈川県〇〇市〇〇町〇〇
（本部又は支部の所在地）
（本部又は支部の代表者氏名）
右代表者

事務所所在地

神奈川県
選挙管理委員会委員長 保阪 努 殿

開 催 日 時	〇月〇日〇時〇分 から 〇時〇分まで
使用 する 施設 の 名 称	〇〇会館
使用 する 施設 の 所 在 地	神奈川県〇〇市 〇〇丁目〇〇〇―〇〇

政談演説会開催届出書交付番号 第 号

総務省
省総務印

備考
にあつては、政治団体の代表者本人が届け出る場合には、本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。